

2026年2月20日

株主及び登録株式質権者 各位

東京都港区虎ノ門四丁目1番40号
ピクセルカンパニーズ株式会社
代表取締役 谷川 直哉

株式の併合に関する公告

当社は、2026年3月13日開催の臨時株主総会において、2026年3月13日を効力発生日として当社の普通株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことの承認決議を条件とし、会社法第181条の規定に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 株式併合の割合

当社の普通株式について、40,000株を1株に併合いたします。

2. 株式の併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

2026年3月13日

3. 効力発生日における発行可能株式総数

8,000株

なお、本株式併合に伴い、会社法第182条の4第1項に基づき、本株式併合に係る株式買取請求権を行使される株主の皆様は、効力発生日の20日前から効力発生日の前日までの間に、当社に対して、株式買取請求権を行使する旨並びに買取請求者の氏名又は名称、住所、株式買取請求に係る株式の数を書面によりご通知ください。

以上